

令和2年7月9日

埼玉県剣道連盟ガイドライン

(審査会・称号推薦認定会・講習会)

公益財団法人埼玉県剣道連盟（以下「埼剣連」）は、県内で実施する段位審査会（初～五段）、称号推薦認定会、講習会（以下「審査会等」）においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、多くの方が安心して参加していただけるようにすることがたいへん重要と考え、全日本剣道連盟（以下「全剣連」）「審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」に準拠した埼剣連ガイドラインを制定しました。参加者はもとより、役員、審判員、講師、係員等すべての関係者（以下「関係者」）は、この埼剣連ガイドライン及び※(注)全剣連関係ガイドラインを遵守して、安全な審査会等の実施に努めていただきますようお願いいたします。

また、各加盟団体において審査会等を実施する場合も、この埼剣連ガイドラインを参考に、地域や会場の特性に合わせて安全な審査会等の実施に当たるようにしてください。

なお、感染症の状況や、会場となる施設の方針、審査会等を委託された加盟団体の実情等により、審査ガイドラインの見直しを行うこともありますので、御留意ください。

※(注) 全剣連関係ガイドライン

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン（令和2年6月22日）

対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年6月4日）

感染拡大予防ガイドラインのマスクについて（令和2年6月24日）

居合道の対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年6月11日）

居合道審査会実施にあたっての感染拡大予防対策（特記事項）（令和2年7月2日）

杖道稽古再開における感染拡大予防ガイドライン（令和2年6月10日）

ガイドライン

【審査会等を開催するにあたって】

1. 埼剣連及び審査会等を委託された加盟団体（以下「主催者」）は、審査会等を開催するにあたって、県市町村及び会場となる施設の方針を遵守するものとする。
2. 主催者は審査会等を開催するにあたって、参加者及び関係者に対し、埼剣連審査ガイドラインの内容を徹底する。
3. 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため部門ごとに受付時間を区分する、あるいは受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。
4. 主催者は、参加者及び関係者以外（例えば、付き添いや見学者）は入場できないことを、あらかじめ徹底する。
5. 参加者及び関係者は、埼剣連ガイドラインを遵守し、安全な審査会等の運営に協力する。

【参加にあたって】

1. 以下に該当する者は参加できない。
 - (ア) 基礎疾患のある者
 - 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - (イ) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (オ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2. 参加者は、当日に自宅等で検温を行い、確認票に、氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の体温を記録し、会場に持参する。
3. 参加者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。
実技実施時には面マスク、それ以外（実技実施までの待機中、合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。実技実施時以外でも面マスクを着用する予定の参加者は、面マスクのみの持参で可。

【入場にあたって】

1. 参加者及び関係者は、自宅と会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
2. 自動車で来場する場合は、会場内での密集を避けるため、可能な限りあらかじめ着替えを行った上で、入場する。
3. 主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、参加者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。
(ア) やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に2メートル毎に目印のテープを貼る。
(イ) 行列を整理するために、係員を適正に配置する。
4. 参加者は施設への入場時、持参した確認票を提示する。
(ア) 確認票を持参しなかった者は、係員に申出させ、確認票に記入させる。
(イ) 見学者、付き添い等は入場させない。
5. 入場口にアルコール除菌液を設置し、参加者は手指消毒を行う。
6. 参加者は体温測定を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、参加者の体温測定を行う。
(ア) 体温測定により 37.5 度以上ある者は、入場できない。

【会場内での留意事項】

1. 参加者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにする。
2. 参加者は、会場では、実技実施時（面マスク使用）を除いて、常にマスクを着用する。関係者は、マスク及びフェースシールドを着用する。

3. 参加者並びに関係者は、会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
4. 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

【受付、更衣、参加者への説明、開閉会式】

1. 施設に入場後、参加者は受付を行う。受付で持参した確認票を提出する。なお、受付は、ロビー等可能な限り広い場所で実施する。
2. 受付は、密集を避けるため、参加者を分散させる。分散がスムーズにできるよう、受付の表示を明確にする。また、受付時間等参加者への連絡事項がある場合は、審査会等実施日の1週間前までにホームページに掲載する。
3. 人と人の距離を保つため、受付の前に、2メートル毎に目印のテープを貼る。
4. 受付が密集した場合、入場制限を行う。
5. 受付終了者は、更衣場所に移動し、剣道着・袴に着替えて、観覧席に待機する。
 - (ア) 観覧席は密集にならないように、1席以上空けて使用する。
 - (イ) 更衣場所は、前半後半に分けて使用するなど密集状態にならないように配慮する。
6. 主催者は、観覧席で参加者への説明を行う。
7. 開閉会式は、観覧席で行う。

(観覧席が確保できない場合や観覧席が確保できる場合であっても、フィジカル・ディスタンスを保つことができる場合は、アリーナ内で参加者への説明及び開閉会式を行うことができることとする。この場合は、必ずしも整列する必要はないものとする。)

【実技の実施】

1. 実技の実施に当たっては、面マスクを必ず着用する。

【日本剣道形の実施】

1. 間隔（1メートル以上）をとって整列する。

2. 面マスク等を着用する。

【発表等の掲示】

1. 発表等の掲示は1回に30～40人程度を対象として行い、密集しないよう数回に分けて行う。

【その他】

1. 関係者は、マスクを着用のうえ、主催者が準備するフェースシールドを着用する。
2. 休憩時間における関係者控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに取るようにし、交代で休憩室、トイレを使用する。
3. 会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
4. 主催者は、多くの人に触れる用具、箇所（ドアノブなど）を定期的に消毒する。
5. 参加者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
6. 審査会等終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。
7. 感染拡大防止のために、委託された加盟団体には、関係者用フェースシールド、非接触型体温計、アルコール消毒液及び容器を埼剣連より配布する。

フェースシールドは使用した個人が保管し、次回からそれを使用することとし、体温計、アルコール消毒液及び容器は終了後埼剣連に返却する。

以上